

ざぶ
 青年条例で検閲に言及して。
 検閲

1. 図書の見返規則について。

(1) おお 事件条例案は 図書の表現内容に着眼し、見返の規則を行うものにあつた。かかる規則は 検閲を禁 止する憲法21条1項(以下、21条を略す)に反し、違憲ではたないだろうか。

(2) 検閲とは 行政権が主体となつて、その表現内容に着眼し、発表を禁止する目的で範囲外的・一般的に審査し、不適当と認めるものの発表を禁止するものといふと考へる。

事件規則は 行政権 A市という行政主体が表現内容に着眼して見返を規則するものあり。発表自体が規則されるものではない。規則区域外での見返は許されている。

(3) 5-7. 事件条例案は 検閲にはあたらない。

2. 規則の対象となる図書類の範囲について。

(1) 次に、条例案7条は、規則図書について、「殊異にやわら感情を刺激する画像又は図画」「性交類似行為」「卑わい下・娯楽」等を対象とするとする。これらの文言は一義的でなく、図書見返の善悪を 採るか否か、漠然 不明確 故に無効ではないだろうか。(21条) 21条 21条1項の「表現の自由」に反する表現。

この点、条例が不明確か否かは通常の判断能力を有する一般人において、判断が可能か否かに依り決するべきと考へる。

事件では、上記いずれの文言についても、通常の判断能力を有する一般人に於いて、当該図書が規則の対象となるか否かは判断可能といふ。

5-7 漠然 不明確とはいふまい。

(2) 次に、事件条例案は、刑法175条が禁止する「わいせつ」にあつた図書を規則の対象としている。そこで、事件条例案は「淫猥の範囲内で条例を制定する」と規定する94条に反し、違憲ではないだろうか。この点、94条に反するか否かは、淫猥 規則対象外といたすものは、放置する趣旨であるか否かに依り判断すべきと考へる。

事件では 刑法175条が禁止する「わいせつ」27条外について、規則を禁じるものではなく、放置する趣旨ではないと考へる。

5-7. 94条に 事件条例案は 94条に反しない。問題文の誘導に乗りましょう。ここに点は入らず。

3. 規則の手段・内容について。

(1) 購入する側の立場から、知る権利 → 知る

おお 事件条例案によつて、規則図書類を見舞入しようとするとする者は、見舞入の自由が 奪 奪され得る2つとなす。

規則図書類を見舞入する自由 直接 規定する憲法上直接規定する条項はない。そもそも、規則図書も表現物であるとする。21条1項の派生原理である知る権利の一態様として、知る権利を受けると考へる。

以下、18才以上の者と青少年(18才以下の者)を分けて検討する。

(P) 事件条例案は、18才以上の者の規則図書類を見舞入する自由を制限するものではない。かかる自由を

表現の自由
 に反する表現

絶対無制約なものではなく、公益の福祉による制約
に服する(12条、13条)

では、著作権法は公益の福祉による制約として、許す
範囲にどうするか

この点、複製図書類を複製する自由は表現の自由の
基礎を置く重要な権利である。複製表現の発信の
自由と同様に、受ける側の自由も保障されなければ
表現の自由の趣旨を消滅しかねない

もっとも、著作権法は、政治的・経済等を制限
するのではなく、青少年の健全な育成と複製図書類を
販売することによる弊害を防ぐため、複製を制限するに過ぎ
ない。? 何を点か point なのでは

そこで、複製目的が重要か、その目的を達成する
ために実質的関連性が認められるかは、合意とすべき
と考え

著作権法は、複製の目的は、健全な青少年の健全な育成
と、複製図書類に販売することによる弊害を防ぐ点にあり、
いずれも重要であるといえる。

また、目的を達成するために、複製の手段となる事業者と
限定し、距離制限を設け、陳列方法を指定することは
実質的関連性が認められる。新231用

よって、著作権法は18条以上の者の複製図書類を
制約するものであるが、公益の福祉による制約の範囲内

3項まで指定可能

いふまでもなく、
内容規制か、
中立規制か
表現
↓
価値表現
ネット規制は
可能

であり、合意である。

(1) 次に、著作権法は、~~複製~~青少年の複製図書類
を複製する自由も制限している。

この点、未成年者に対しては判断能力の未成熟ゆえに
その者の保護のため、~~一定の~~複製の制限が行われる
場合があると考へる。

もっとも、複製の制限が行われるとして、未成年者の保護
という目的を達成するため、制限は必要最小限でなければ
ならないと考へる。

著作権法は青少年の健全な育成という、未成年者保護の
目的のため、青少年への複製図書類の販売を制限している。
そして、その目的を達成するため、~~複製事業者を~~限定し、距離
制限を設け、陳列方法を指定している。これらの各要件
は、制限を必要最小限とするものといえる。

よって、著作権法は青少年の複製図書類を複製する自由
を制限するが、必要最小限度の制約であり、行われる。

(2) 販売等を営む店舗の立場から。

また、著作権法は、複製図書類の販売を営む店舗
は、職業活動の自由(22条1項)を制限するところとする。

この点、職業活動の自由は定式上、明文化はしないが、
職業選択の自由(22条1項)が認められるところ、選択した
職業を遂行する自由も認められなければならない。職業選択の自由
を保障した意味が失われてしまうため、当然に認められると

74

24.37 → OK
16 → NG

考へる。薬事法判決で書いた方が良さそう。

もっとも、卸売業活動の自由も無制約ではなく、公衆の福祉(22条1項)による制約に服する。

経済的自由に対する制約については、社会的不安を降下するという警察目的での消極的規制と、均整のとれた社会の発展を目的とする積極的規制との目的により、合憲制憲を基準を分ける~~考え~~考へ方があり。

しかし、事件争例案は青少年の健全な育成と、規制図書に接触することによる弊害をなくし目的とされており、前述の(イ)の目的と異なる種類の目的を存している。よって、かかる考へ方は採り得ない。

そこで、事件の合憲性合憲性の判定基準は、規制によって得られる利益と失われる利益の比較衡量によって判断されることを考へる。

以下、営業形態ごとに分けて検討する。

(ア) スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの日用品販売店
まず、事件争例案によれば得られる利益は、青少年の健全な育成と規制図書に接触することによる弊害をなくし目的とされている点である。

これに対し、事件争例案~~18条~~8条1項により規制の対象となるスーパーマーケット、コンビニエンスストアを含む日用品販売店はA市内に2,400店舗あり、規制図書類を取扱う店舗は約600店舗であり、~~全~~全市の25%にとどまる。

理由付け。
問題はない。

更に、その25%の店舗において~~も~~売上上げ全体に占める割合は微々たるものである。影響は大きくない、とすれば、規制により得られる利益の方が大きいといえる。

よって、事件争例案は合憲である。

(イ) 規制区域で販売を行う店舗

まず、得られる利益は、(ア)と同様である。

これに対し、事件争例案8条2項により規制区域の対象となる全市の面積の20%程度であり、商業地域に(面積は)限られて30%程度にとどまり、影響は小さいといえる。また、その規制区域にある店舗は700店舗あり、

あると、規制図書類を取扱う店舗は150店舗程度と20%程度である。そして、その150店舗のうち、売上上げ全体の20%を超えるのは10店舗に過ぎず、規制図書類による被害を売上上げで

事件争例案による影響はごくごく小さいといえる。

よって、規制によっても得られる利益の方が大きいといえる。

以上より、事件争例案は合憲である。

(ウ) 書店、レンタルビデオ店

本項目において得られる利益は(ア)と同様である。

これに対し、事件争例案8条4項により書店、レンタルビデオ店は規制図書類の取扱いは~~法~~指定されることとなる。そして、取扱自体が規制されるものであり、指定された方式に則れば、これまで通りの取扱が可能である。よって、事件争例案は合憲である。以上。

とすれば得られる利益の方が大きいといえる。 -1-6

(要領から撮影してる)

第1. 設問1について

1. 下線部①②の捜査は、いずれも全状の発付を受けてことなく行われている。これらの捜査が刑事訴訟法(以下法と略す)197条1項但書の「強制の処分」にあたるかは、捜査方法が法定され、かつ全状の発付を受けて行われなければならない(218条1項)として「強制の処分」といかに解すべきかが問題となる。
(1) この点、「強制の処分」とは、個人の意見に反して、その重要な権利利益を侵害する処分をいふと考へる。
(2) として、「強制の処分」にあらず、任意捜査にあつても、無制約に捜査が許されるものでない。捜査には人権侵害のおそれがあるため、捜査の必要性、具体的状況下での相当性が認められる場合のみ、許されると考へる。
(3) 以下、下線部①②の適法性について、分けて検討する。

2. 下線部①について。

(1) まず、Pがした車上捜査は「強制の処分」にあたるか。

PはVに詐欺行為をした者は、Aエネ店関係者であると考へ、車上事務所に出入りする者の様子、容ぼうを撮影している。このように個人の行動、挙動を無断で撮影する行為は、当該個人のプライバシーを

侵害するものであり、個人の意見に反する処分にあたる。もっとも、Pが撮影した映像は全体で20秒程度のものであり、行動の逐一を把握するものではなくプライバシーの侵害の程度は大きくない。また、撮影された映像には男が車上事務所前の玄関ドアに向かって立ち、ドアの鍵を掛け、その後振り返って歩き出す姿が容ぼうを含めて映っているが、これらの行動はすべて屋外で行われているものであり、その場に居合わせた者であれば誰でも見ることはできた。このように私的空間外での行動については、プライバシーが一定程度放棄されていると評価できる。よって、重要な権利利益が侵害されたとはいえない。

以上より、Pの捜査は「強制の処分」にあたるが、(2) として、任意捜査の範囲内として、評価される限度であるだろうか。

② まず、本件詐欺はAエネ店の者と乗客男により、行われていると、Aエネ店を出入りする者を把握し、詐欺を行った者と、Aエネ店を出入りする者が同一であるか、確認する必要があった。③ 顔はよく覚えていない、→ いずれも評価可
④ また、映像は約20秒間程度と、ごく短く、詐欺を行った者と、Aエネ店を出入りする者が同一か否か、確認するために必要な限度のみなされているといふ。更に、先述の通り映像に残された行動は、外部

⑤ 要領からわかって撮影した

・「5新ではあるが」... (マイト入要素)

+ 望遠レンズ カートンが下エタでいて

から確認できるものであり、権利の侵害は少ないといえる。
エ.7. 事件捜査は、必要かつ相応な範囲ではあるとあり、任意捜査の範囲といえる。
(3) エ.7. 下線部①の捜査は適法である。
3. 下線部②について。
(1) まず、事件捜査は「強盗の処分」にあたるか。
事件では甲の所持していた工具箱に「A工務店」と書かれたステッカーが貼られていることを確認するに、事件事務所のある玄関上部にある採光用の小窓から室内の撮影を行っている。そして、この撮影は事件事務所の前を交通する者にはなし得ず、何かしらのマニシュン2階通路より可能であるといえる。このことからすると、A工務店内部は、通常一般に公開されているものではないといえる。にもかかわらず、A工務店内部を撮影することは、A工務店関係者の意思に反するものであるといえる。
また、建物内部は一般的に私的領域であり、断りなく撮影をされることは、プライバシーを侵害するものである。事件の撮影対象は、住居ではなく、事務所であるが、内部の公開を予定しておらず、であり、プライバシーの侵害の程度は低いとも考えられるが、事件事務所は内部の公開を予定しているものではなく、住居とかわりはないものである。
よって事件捜査は個人の意思に反し、重要な権利

利益を侵害するものである。「強盗の処分」にあたる。
(2) エ.7. 下線部②の捜査は「強盗の処分」にあたり、全体的に行われた適法な捜査である。
第2. 設問2について。
1. 小問1について
(1) 事件XとYに証拠能力が認められるには、事象証拠と事件の間に自然的関連性、法的関連性が必要であり、かつ証拠禁止にあたるか、必要である。事件XとYは、~~甲が甲の住所を録取したものであること~~、~~近所20条1項が規定する伝聞証拠にあたり、証拠禁止とならなければならないか。~~
この点、伝聞証拠が禁止される趣旨は、その主たる過程である知覚、記憶、表現、叙述のいずれの過程においても過誤が生じるおそれがあることより、反証尋問によるテストが求めらる点にある。
エ.7. 伝聞証拠に該当するか否かは、要証事実と関係にある(相対的)に定められ、~~伝述の事実、内容が問題となる場合には伝聞証拠にあたり、伝述の存在自体が問題となる場合には伝聞証拠にあたらぬと考へる。~~
事件では事件XとYの立証趣旨は、甲が甲に与えた事件XとYに記載された内容の文言を甲に問うたことである。甲の甲に対する発言は詐欺罪の実行行為である。

欺罔行為に該当するものである。とて、甲の口に対して発露
す甲が屋根裏の修繕の請負工事契約を締結するに際し、意見を
決定を行うに重要な意味を持つものである。

よて事件×元は、証人32条1項の要する証拠に
あり、証拠能力が認められ、その証拠力がある。

(2) もっとも、証人32条以下に証拠能力が認められるに
証拠能力を認めらるる場合を規定している。事件×元は甲の
口述を甲が口述として録取した事案である。証人32条1項3号に
あり、証人32条1項3号が認めらるる要件は、

①供述者の供述が不可能かつ②犯罪事実の存在の
証明に欠くことができないものであること③供述が公平に
信用され、証拠力があること、である。以下各要件
について検討する。

まず甲は脳梗塞で倒れ、担当医師にあり、口述の意図
が回復する見込みはなく、仮に回復したとしても記憶障害
が残り、取調べを行うことは不可能であると診断されて
いる。よて、①供述者の供述が不可能であるといえる。

次に事件×元の内容は甲が口述して行った欺罔
行為の文章であり、詐欺罪の立証には欠かれない
証拠であるといえる。よて②を充足する。

更に、甲は、詐欺が行われた当日に事件×元を作成
しており、記憶の新しい状況で作成されている。よて

①の決定
標準を定めた

の文言

口述-282
14-29はない

証拠能力の93条
証拠 → 306
書証 → 305
人証 → 304

事件×元は、証拠能力を認められ、その証拠力がある。
(3) 証拠能力。事件×元は証人32条1項3号にあり、証拠能力が
認められる。

2. 小問2について
(1) まず、事件×元は証拠能力にあり、その証拠力がある。
前述の観点から検討する。

証拠能力にあり、その証拠力がある。要する証拠との関係
が相対的に認めらるること。事件の立証趣意は、甲が
平成30年1月10日に口述から工賃代金として100万円を
受けとったことである。かかる事実には詐欺罪にあり、
詐欺罪の成立を証明するものである。よて事件×元は
工賃代金100万円を受け取ったことを口述して、その証拠力
がある。よて、事件×元の証拠能力は、その内容の
真実性が問題となる。証拠能力にあり、その証拠力がある。

(2) では、事件×元の証拠能力は、証拠能力にあり、その証拠力がある。
証人32条以下の例外によて、証拠能力が認められる。
事件×元は甲が作成した供述書である。
証人32条1項3号にあり、証拠能力が認められる。

証人32条1項3号にあり、証拠能力が認められるには①被害者が
作成した供述書であり②その供述が被害者に不利な
事実の承認と内容と一致するものであること③任意に作成した
ことが必要である。

事件×元は甲が作成したものである。①を充足する。

1	また、佐田内容は詐欺に上った財物の移転にあつたこと
2	認めらるゝことあり。不利益は事実を承知するものなり。(3) 被告
3	更に、事件の収束は任意に作成されている(3) 被告
4	(3) 以上より、事件の収束は近322条1項により証拠能力が
5	認めらるゝこと
6	
7	以上
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	